

建技第76号  
令和5年5月16日

部内各課長  
部内各出先機関の長 殿

建設技術企画課長

### 「熱中症対策に資する現場管理費補正」の運用について

このことについて、今般、令和5年5月8日に「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」が廃止されたことから、下記のとおり運用することとしたので、通知します。

なお、「新型コロナウイルス対策に伴う「熱中症対策に資する現場管理費補正」の運用について」（令和2年8月3日付け建技第211号）は廃止します。

記

#### 1 真夏日の定義

「「熱中症対策に資する現場管理費補正」の運用について」における真夏日の定義を別紙のとおり日最高気温が30度以上の日とします。

#### 2 注意事項

令和5年5月8日以降に真夏日に関する計測結果の報告を受ける工事に適用します。

(事務担当)  
技術指導係

## 「熱中症対策に資する現場管理費補正」の運用について

※本通知を適用する場合

### 1. 用語の定義

#### (1) 真夏日

日最高気温が~~28度~~<sup>30度</sup>以上の日をいう。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が~~28度~~<sup>30度</sup>以上の場合とする。

※W B G T を用いる場合は、W B G T が 25°C 以上となる日を真夏日と見なす。

#### (2) 工期

工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。

なお、年末年始 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

### 2. 対象工事等

#### (1) 対象工事

主たる工種が屋外作業である工事を対象とする。

ただし、工場製作工を含む工事は当該期間を工期から除くものとする。

#### (2) 対象地域

全ての地域を対象とする。

### 3. 気温の計測方法等

#### (1) 施工計画書への記載

受注者が熱中症対策に資する現場管理費補正を希望する場合は、工事着手前（既契約工事は協議後）に受注者より提出される施工計画書に、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載させるものとする。

#### (2) 計測方法

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温または環境省が公表している観測地点の暑さ指数（W B G T）を用いることを標準とする。（気象観測所位置は参考資料①を参照）

ただし、これによりがたい場合は、施工現場を代表する 1 地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

なお、計測に要する費用は受注者の負担とするものとする。

#### (3) 計測結果の報告

施工計画書に基づき、工事打合せ簿で下記の内容を報告させるものとする。

[工期、工期日数、真夏日日数、計測結果（気象庁または環境省の観測データ）]

### 4. 積算方法等

#### (1) 真夏日率の算出

受注者より提出された計測結果の資料を基に、以下の式により真夏日率を算出する。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

#### (2) 補正方法

現場管理費の補正は、以下の式により補正值を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正是変更契約において行うものとする。

$$\text{補正值} (\%) = \text{真夏日率} \times 1.2$$

$$\text{現場管理費} = \text{対象純工事費} \times ((\text{現場管理費率} \times \text{補正係数}) + \underline{\text{補正值}})$$

ただし、補正值については「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正」及び「緊急工事の場合」と重複する場合においても、最高2%とする。

## 5. 既契約工事における変更

### (1) 受発注者協議

本通達日以降に受発注者間で工事打合せ簿により本補正の適用を協議するものとする。

なお、発注者からの工事打合せ簿には「6. (2) 既契約工事に変更で追加する場合」の内容を明記すること。

### (2) 気温の計測期間

協議により「基準日」を定め、当該基準日から工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を計測するのもとする。

なお、計測方法等については、「3. 気温の計測方法等」に準じること。

### (3) 積算方法

既契約工事における真夏日率の算出方法は、以下の式によるものとする。

$$\text{真夏日率} = \text{基準日から工期末までの真夏日} \div \text{工期}$$

現場管理費の補正方法は、「4. (2) 補正方法」によるものとする

## 6. 特記仕様書への記載

特記仕様書には以下の記載例を参考に、熱中症対策に資する現場管理費補正の対象工事である旨等を明示することとする。

### (1) 当初から記載する場合

<記載例>

#### 第〇条 热中症対策に資する現場管理費補正の試行

- (1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費補正の試行対象工事であり、熱中症対策に資する現場管理費補正を希望する場合は、受注者は施工計画書に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載するものとする。
- (2) 計測方法は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温または環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。  
ただし、これによりがたい場合は、施工現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた計測結果を用いるものとし、計測に要する費用は受注者の負担とする。
- (3) 対象期間は工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。  
なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。
- (4) 施工計画書に基づき提出された計測結果をもとに対象期間内の真夏日率に補正係数を乗じて補正值を算出し、現場管理費率に加算するものとする。  
なお、真夏日とは日最高気温が~~28度~~<sup>30度</sup>以上日の日をいい、WBGTを用いる場合は、WBGTが25°C以上となる日を真夏日と見なす。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

$$\text{補正值} (\%) = \text{真夏日率} \times 1.2$$

$$\text{現場管理費} = \text{対象純工事費} \times ((\text{現場管理費率} \times \text{補正係数}) + \text{補正值})$$

ただし、補正值については「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正」及び「緊急工事の場合」と重複する場合においても、最高2%とする。

## (2)既契約工事に変更で追加する場合

<記載例>

第〇条 熱中症対策に資する現場管理費補正の試行

- (1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費補正の試行対象工事であり、熱中症対策に資する現場管理費補正を希望する場合は、受注者は変更施工計画書に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法・基準日を記載し、監督職員に報告するものとする。
- (2) 計測方法は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温または環境省が公表している観測地点の暑さ指数（W B G T）を用いることを標準とする。  
ただし、これによりがたい場合は、施工現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた計測結果を用いるものとし、計測に要する費用は受注者の負担とする。
- (3) 真夏日の計測期間は基準日から工事の終期までの期間とする。また、工期は工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。  
なお、真夏日の計測期間及び工期には年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間を含まない。
- (4) 変更施工計画書に基づき提出された計測結果をもとに対象期間内の真夏日率に補正係数を乗じて補正值を算出し、現場管理費率に加算するものとする。  
なお、真夏日とは日最高気温が~~28度~~30度以上日の日をいい、W B G Tを用いる場合は、W B G Tが25°C以上となる日を真夏日と見なす。

$$\text{真夏日率} = \text{基準日から工期末までの真夏日} \div \text{工期}$$

$$\text{補正值} (\%) = \text{真夏日率} \times 1.2$$

$$\text{現場管理費} = \text{対象純工事費} \times ((\text{現場管理費率} \times \text{補正係数}) + \text{補正值})$$

ただし、補正值については「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正」及び「緊急工事の場合」と重複する場合においても、最高2%とする。

## 7. 施工箇所点在工事への適用

施工箇所点在型工事については、点在する箇所毎に補正を行うことができるものとする。

## 8. その他

- (1) 上記の取扱いについて、地域の実情等により、対応が困難な場合については、これらに寄らないことができる。
- (2) 令和元年6月30日以前に完成した工事については、適用対象外とする。